

神戸港における瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ促進事業 補助金交付要綱

令和6年4月1日 港湾局長決定

(通則)

第1条 この要綱は、神戸港における瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ促進事業に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金は、神戸港を発着するクルーズのうち、瀬戸内クルーズもしくは神戸空港国際チャーター便を利用したフライ&クルーズのプロモーション事業に対して支援を行うことで、瀬戸内クルーズ、フライ&クルーズの促進による神戸港発着クルーズの増加及び神戸港の発展を目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

クルーズ：船内での1泊以上の宿泊を伴い、寄港地での観光等だけでなく船内での余暇活動の提供を目的として運航される客船（原則、フェリー等の定期航路事業は除く。）による船旅。

神戸港発着クルーズ：クルーズの起点または、終点到神戸港が含まれるクルーズ。

瀬戸内クルーズ：瀬戸内海をクルーズの構成要素としたクルーズ。

フライ&クルーズ：往路か復路の片道もしくは往復に航空機を利用した神戸港発着クルーズ。

(対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、当該年度内に実施する第9条に定める交付決定以降に着手した事業で次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 神戸港発着の瀬戸内クルーズもしくは神戸空港国際チャーター便を利用したフライ&クルーズを促進するプロモーションであること。
- (2) 神戸港発着の瀬戸内クルーズもしくは神戸空港国際チャーター便を利用したフライ&クルーズの旅行商品の募集広告を行うもので、瀬戸内クルーズやフライ&クルーズの促進に沿った広告であること。

(対象事業者)

第5条 補助事業の対象となる者は、クルーズを催行する事業者（船会社及び傭船社）、その他市長が認める者とする。

(対象要件)

第6条 対象要件は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 自社または関連事業者等において、広告媒体を用いて瀬戸内クルーズもしくはフライ&ク

ルーズの広告宣伝を行うこと。

(2)神戸市が実施する広告宣伝にかかる補助金等を受けていないこと。

(補助金の額)

第7条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、前条に掲げる要件を満たす瀬戸内クルーズ及びフライ&クルーズの広告宣伝にかかる経費に対して、1社あたりそれぞれ50万円を上限に対象経費の1/2を補助する。

なお、動画を製作して広くPRを行う場合は、それぞれ100万円を上限に対象経費の1/2を補助する。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする船社（以下「申請者」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次の各号に定める書類を、事業を実施する7日前までに、市長に提出しなければならない。ただし、対象要件等満たすことが確認できる場合はこの限りではない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業等にかかる収支予算書又はこれに代わる書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請があった場合は、当該申請にかかる書類の内容を審査し、補助金規則第6条に基づき補助金の交付決定を行うときは、次の各号に定める書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、補助金規則第6条第3項に基づき補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次の各号に定める書類により申請者に通知するものとする。
- (1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第10条 前条第1項で交付決定を受けた申請者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定変更申請書（様式第4号）を、同条第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）通知書（様式第7号）により、補助事業者には通知するものとする。

3 補助事業者は、交付申請した振込先口座に変更が生じた場合、実績報告書の提出までに振込先口座変更届（様式第8号）を、市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第 11 条 補助事業完了後、補助事業者が、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次の各号に定める書類を、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第 9 号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 事業の経費を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 12 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次の各号に定める書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 補助金交付額確定通知書(様式第 10 号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は交付額の確定を行った後、補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助事業者が虚偽の交付申請を行った等の事象が判明したときは、補助金規則第 19 条に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により補助金交付決定事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(関係書類等の整備)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、証拠書類及びその他補助事業の実施に係る関係書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から 5 年間保管しなければならない。

3 市長は、必要があるときは、補助事業者に対し前項の帳簿及び書類の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

この交付要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この交付要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この交付要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

神戸港における瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ促進事業
補助金交付申請書

神戸市長宛

住所

団体名

代表者名

電話番号

(振込先口座)

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）	
口座番号				
口座名義				

※口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

下記補助金の交付について、申請します。

記

事業名				
補助事業の期間	着手予定年月日	年	月	日
	完了予定年月日	年	月	日
補助金の額	円			
第4条該当項目 (該当項目に○)	瀬戸内クルーズ	フライ&クルーズ (神戸空港国際チャーター便利用)		
備考	・事業計画書※任意書式 ・補助事業等にかかる収支予算書又はこれに代わる書類			

※表中「補助金の額」は、広告宣伝にかかる経費の1/2、又は補助金の上限額のいずれかを記載すること。なお、広告媒体等が複数ある場合、合算した金額を経費とする。

神戸港における瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ促進事業

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

※収支の計は、それぞれ一致する。

様式第2号（第9条関係）

（公印省略）
神戸港振第号
令和 年 月 日

神戸港における瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ促進事業
補助金交付決定通知書

（申請者名） 様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

事業名	
補助金の交付対象事業及びその内容等	補助事業交付申請書（様式第1号）に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	1. 申請者は、補助金規則及び補助金交付要綱に従うこと。 2. 1のほか、補助事業等の実施に際してその内容に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

様式第3号（第9条関係）

（公印省略）
神戸振第号
令和 年 月 日

神戸港における瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ促進事業
補助金不交付決定通知書

（申請者名） 様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 事業名

2 不交付とした理由

令和 年 月 日

神戸港における瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ促進事業
補助金交付決定変更申請書

神戸市長宛

住所

団体名

代表者名

電話番号

令和 年 月 日付 神港振第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

事業名			
変更の内容・理由			
補助事業の期間	着手(予定)年月日	(年 月 日)
	完了(予定)年月日	(年 月 日)
補助金の額	(円) 円		
第4条該当項目 (該当項目に○)	瀬戸内クルーズ	フライ&クルーズ (神戸空港国際チャーター便利用)	
添付書類	変更内容に応じ、下記の必要書類を添付すること。 ・事業計画書(変更後) ・補助事業等にかかる収支予算書又はこれに代わる書類 (変更後)		

※表中「補助金の額」には、変更前の内容を上段の括弧書きに、変更後の内容を下段に記入する。

神戸港における瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ促進事業

収支予算書（変更）

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

※1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に括弧書きに、変更後の金額は下段に記入する。

令和 年 月 日

神戸港における瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ促進事業
補助事業中止（廃止）申請書

神戸市長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

令和 年 月 日付 神港振第 号をもって交付決定のあった事業について、下記
のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

事 業 名	
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）
中止（廃止）の理由	

様式第6号（第10条関係）

（公印省略）
神港振第号
令和 年 月 日

神戸港における瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ促進事業
補助金交付決定変更通知書

（申請者名） 様

神戸市長

令和 年 月 日付で変更申請のあった事業について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

事業名		
補助金の交付対象事業及びその内容等	補助金交付決定変更申請書（様式第4号）に記載のとおり	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	・本表第2項の交付決定変更申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（令和 年 月 日付 神港振第 号）の表第4項「交付の条件」のとおりとする。	

様式第7号（第10条関係）

（公印省略）
神戸振第号
令和 年 月 日

神戸港における瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ促進事業
補助事業等中止（廃止）通知書

（申請者名） 様

神戸市長

令和 年 月 日付で中止（廃止）申請のあった事業について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

事業名	
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号

神戸港における瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ促進事業

振込先口座変更届

神戸市長宛

住 所	
団 体 名	
代 表 者 名	

事 業 名	
-------	--

補助金等の振込先口座を、下記のとおり変更してください。

1. 変更前

(振込先口座)

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他 ()			
口座番号				
口座名義				

2. 変更後

(振込先口座)

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他 ()			
口座番号				
口座名義				

※口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

令和 年 月 日

神戸港における瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ促進事業

補助事業実績報告書

神戸市長宛

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

令和 年 月 日付 神港振第 号で交付決定のあった下記事業について、下記のとおりその実績を報告します。

記

事 業 名			
補 助 事 業 の 期 間	着 手 年 月 日	年	月 日
	完 了 年 月 日	年	月 日
補 助 金 の 額	円		
添 付 書 類	・当該補助事業で行った広告等（写し可）事業の実施状況がわかるもの ・上記広告実施前後の応募者数など、広告宣伝の効果がわかるもの※任意書式 ・当該補助事業に要した費用を証する書類（写し可）		

※ 支払ったことを証明する書類が複数ある場合は、全て添付すること

神戸港における瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ促進事業

収支決算書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

※1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に括弧書きに、変更後の金額は下段に記入する。

様式第10号（第12条関係）

（公印省略）
神港振第号
令和年月日

神戸港における瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ促進事業
補助金交付額確定通知書

（補助事業者名）様

神戸市長

令和年月日付で交付決定のあった事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

事業名	
補助金の確定額	円
特記事項	

様式第11号（第13条関係）

（ 公 印 省 略 ）
神 港 振 第 号
令 和 年 月 日

神戸港における瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ促進事業
補助金交付決定取消通知書

（申請者名） 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 神港振第 号で交付決定した事業については、下記のとおり
交付決定を取消したので通知します。

記

事 業 名	
補 助 金 の 額	円
取 消 し の 理 由	